



事業の強みを活かして 成長するための 「資金調達」 がしたい！

そんな成長意欲の高い会社経営者の方へ

資金調達のあたらしい選択肢

2026年5月25日
スタート

〔企業価値担保権〕

不動産担保や経営者保証等に過度に
依存しない、事業の将来性に着目
した融資を後押しする制度です

金融機関による
タイムリーな経営支援の
促進が期待されます

スタートアップ・事業承継・事業再生など
成長を目指す局面でご検討ください



想定される主な活用例



有形資産を有しない業種、
スタートアップ企業
ノウハウ等の強みを含む将来・定性情報
(事業計画等)が重要な評価対象に

事業拡大・再生のために
リスクをとろうとする企業
将来性を評価し、企業価値担保権に基づき
融資をした金融機関(以下「金融機関」)が、
融資後も成長を支援



事業承継を考えている企業
事業承継後の将来性の評価に基づき
資金を調達し、経営者保証も負担減

M&A、
プロジェクトファイナンス
類似した性質の全資産担保に比べ、
設定手続が簡便・安価に

よくあるご質問

Q 企業価値担保権は、
借り手にどのようなメリットがあるのでしょうか？

A 借り手が、総財産(将来性を含めた事業全体)を担保とすることで、金融機関との事業の将来性に基づく資金調達の相談が円滑になり、資金調達後も、業況を理解する金融機関から経営支援を受けやすくなります。

Q お取引先等からは
どのような見方を
されるのでしょうか？

A 金融機関に事業の将来性を評価・期待されており、資金・経営支援を受けやすい緊密な関係にある等、前向きな見方がされるものと考えております。

※企業価値担保権は商業登記簿に登記されます。

Q 借り手の手間は
増えるのでしょうか？

A 金融機関による伴走支援を充実させるため、事業計画等の資料提出などの機会は増えると想定されますが、従来と比べ、複数の金融機関と折衝していた事務負担は軽減される可能性等もあります。

また、融資審査において前提とされた事業の将来性が変化し得るため、「通常の事業活動の範囲」を超える行為(重要財産の処分等)を行おうとする場合、金融機関との事前のコミュニケーション・同意が必要となりますが、これは事業理解を促す機会にもなると考えられます。

これらの点を考慮して総合的にご判断ください。

Q 担保価値(企業価値)の範囲内で融資を受けられるということですか？

A 融資可否・融資額は、事業の将来性(事業計画等)を踏まえ、その実現に必要な資金額の評価等に基づいて判断されます。企業価値は、融資時に算定されない場合も多く想定されるなど、融資額に直結するものではありません。

詳細はこちらからもご覧いただけます



金融庁ウェブページ
「企業価値担保権
(旧:事業成長担保権)について」
<https://www.fsa.go.jp/policy/kigyoukachi-tanpo/index.html>

